



平成23年5月11日

各 位

会 社 名 株式会社協和エクシオ
代表者名 代表取締役社長 石川 國雄
(コード番号1951 東証第1部)
問合せ先 取締役常務執行役員財務部長 鈴木 喜晶
(TEL. 03-5778-1106)

従業員等に対するストックオプションの発行に関するお知らせ

当社は、平成23年5月11日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社従業員及び当社子会社の取締役に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、平成23年6月24日開催予定の第57回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、当社従業員及び当社子会社の取締役に対し新株予約権を無償で発行するものがあります。
2. 新株予約権割当の対象者
当社従業員及び当社子会社の取締役とする。
3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 550,000 株を上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
また、上記のほか、決議日後、株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数

5,500 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。（ただし、前項（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。）

(3) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権にかかる付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成 25 年 7 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が、当社従業員及び当社子会社の取締役の地位を喪失（死亡による場合を含む。）した場合、新株予約権は失効する。

ただし、当社従業員が定年退職した場合、当社子会社の取締役が任期満了により退任した場合、その他正当な理由がある場合はこの限りではない。

- ② その他の条件については、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるところによる。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得事由及び条件
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以 上